

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月二十日

秋田県知事
佐
竹
敬
久

秋田県規則第五十六号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（平成十四年秋田県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表九の項中「第十七条の七」を「第十七条の四」に改める。

附 則

この規則は、競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百二十一号）の施行の日（平成二十七年十一月一日）から施行する。